

入札説明書

1 発注業務の概要

業 務 名	美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事实施設計業務
場 所	米子市大崎 3 2 5 5 番地 1 外
委託期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
業務内容	美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事における実施設計を行う。 本設計業務は、義務教育学校及び認定こども園、アリーナ、附属棟の電気設備工事及び機械設備工事部分とし、建築主体工事及び造成工事、グランド整備工事部分は別途とする。 当該業務は令和7年度及び令和8年度にわたる債務負担行為による発注である。委託料の支払い方法については、令和 7 年度が前払金（契約金額の 3 割が上限）、令和 8 年度は完成払とする。
予定価格	入札前非公表
最低制限価格	米子市測量等業務最低制限価格設定要領 3 条に基づき算定した額
契約保証金	免除
前 払 金	請負代金の 1 0 分の 3 以内
部分払	無

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、市長が定める令和 7 ・ 8 年度年度測量等業務指名競争入札参加資格（登録区分は、建築士関係とする。）を有する 2 社によって自主結成された共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める要件を満たす者とする。

共同企業体としての条件	代表者	次に掲げる要件の全てを満たす者であること。 （１）令和 7 年 7 月 3 1 日現在で、米子市内に本店を有する設備設計事務所であること。 （２）平成 2 4 年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が 1,0 0 0 平方メートル以上の本市の学校施設又は保育施設について、新築、増改築又は大規模改修に係る設備工事の設計業務の契約及びその履行実績があること。 （３）本設計業務に、次に掲げる要件を全て満たす者を担当技術者として配置することができること。 ア 建築士法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 3 8 号）第 1 7 条の 1 8 に規定する建築設備士（以下単に「建築設備士」という。）として 5 年以上又は建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 1 0 条の 3 第 4 項に規定する設備設計一級建築士（以下単に「設備設計一級建築士」という。）として 3 年以上建築設備設計の業務に携わった経験を有していること。 イ 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のな
-------------	-----	---

		い雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の3か月以上前から継続しているものをいう。)にあること。 (4) 最も大きな出資比率を保有していること。
	代表者以外の構成員	次に掲げる要件の全てを満たす者であること。 (1) 令和7年7月31日現在で、米子市内に本店又は営業所（契約を締結する権限について、年間委任状が米子市に提出されているものに限る。）を有する設計事務所であって、建築設備士又は設備設計一級建築士を、当該本店又は営業所等に1人以上配置していること。 (2) 本設計業務に、次に掲げる要件を全て満たす者を配置予定技術者として配置することができること。 ア 建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者。 イ 代表者以外の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
構成員としての条件	出資比率	出資比率を30パーセント以上保有していること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	指名停止	入札参加申込時点において、米子市建設業務等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
	経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

3 設計図書の閲覧等

- (1) 本件入札における設計図書については、次のとおりとする。なお、入札者は、必ず当該設計図書の申込をすること。（図面はホームページからダウンロードすることはできない。）

申込先	米子市総務部契約検査課 メールアドレス keiyaku@city.yonago.lg.jp ※希望者は、業務名を記載のうえ、上記申込先に電子メールで申込すること。
申込期間	令和7年7月31日（木）から同年8月20日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (2) 本件業務に係る基本設計書については、次のとおりとする

閲覧場所	米子市総務部契約検査課
------	-------------

閲覧期間	令和7年7月31日（木）から同年8月20日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
------	--

4 設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※ 質問事項を記載した書面(別記様式6号)をファクシミリで送付のこと。
受付期間	令和7年7月31日（木）から同年8月20日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

5 入札参加申込の期限等

申込期限	令和7年8月20日（水）午後4時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5365
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。 （1）入札参加申込書（様式第1号） （2）業務実績調書（様式第2号） （3）配置予定技術者調書（様式第3号） （4）誓約書（様式第4号） （5）特定建設業務共同企業体協定書（様式第5号）の写し ※ 提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部契約検査課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。
指名通知	令和7年8月27日（水）に入札参加申込者に審査結果を通知の予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 （1）入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 （2）その構成員において、市が発注している業務（その瑕疵修補等の業務を含む。）の施工が著しく遅れている者がいるとき。 （3）その構成員において、賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者がいるとき。 （4）その構成員において、市長が公共業務の受注者としてふさわしくないと認める者がいるとき。

6 入札日等

入 札 日	令和7年9月9日（火）午後1時40分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎202会議室
入札書の 提出方法	郵便入札方式とする。 （１）郵送方法 「郵便入札用封筒貼り付け用紙」をホームページからダウンロードし、長形３号の封筒に貼り付けた上で、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。 （２）差出期限 令和7年9月5日（金） （３）指定配達日 令和7年9月8日（月）※日付を間違えないこと。 （４）提出物 入札書 ※指定封筒の入札番号欄は空欄にしてください。
入札保証金	免除
その他	（１）入札者は、入札時に立会人として本入札に参加することができる。ただし、その立会人の数は、１入札者当り構成員数を上限とする。 （２）入札者が１者であっても、入札は執行するものとする。 （３）入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

7 その他

- （１）関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話０８５９－２３－５３６５・ファクシミリ０８５９－２３－５３６８）とする。
- （２）入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されとは限らない。
- （３）提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- （４）本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成１７年米子市規則第４３号）又は米子市が定める入札関係手続に基づくものとする。

様式第 1 号

入札参加申込書

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

業務名 美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事実施設計業務

上記業務の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

(共同企業体の住所、名称及び代表者名)

㊞

(構成員の住所、名称及び代表者名)

㊞

(構成員の住所、名称及び代表者名)

㊞

連絡先：会社名・担当者名
 ：電 話 番 号
 ：ファクシミリ番号

業務実績調書

業務名（施設名称）			
施設場所			
施設用途			
構造・階数			
延べ面積（㎡）		建築面積（㎡）	
発注者名	米子市		
請負金額	千円		
受注形態	単独 ・ 共同企業体 （ %）		
工事施工者			
設計着手年月日		設計完了年月日	
工事着工年月日		工事完成年月日	

<記載要領>

- 1 共同企業体の代表者としての入札参加資格者条件となっている本市発注の業務実績を記入すること。
- 2 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 3 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該業務の出資比率を（ %）内に記入すること。

配置予定技術者調書

【代表者】

会社名	
配置予定技術者氏名	
配置予定技術者氏名	

【代表者以外の構成員】

会社名	
配置予定技術者氏名	
配置予定技術者氏名	

<記載要領>

- 1 構成員ごとに配置予定技術者を記載すること。
なお、配置予定技術者は、各構成員においてそれぞれ2人まで記載することができる。
- 2 配置予定技術者の一級建築士免許証等の資格の確認できる書類の写しを添付すること。
- 3 配置予定技術者は、3か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること
- 4 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

誓 約 書

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

業務名 美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事実施設計業務

米子市との間に、上記業務の請負契約を締結したときは構成員が連帯して履行に当たるとともに、関係法令を遵守することを誓約します。

(共同企業体の住所、名称及び代表者名)

印

(構成員の住所、名称及び代表者名)

印

(構成員の住所、名称及び代表者名)

印

美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事実施設計業務
特定設計業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 米子市が発注する美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事実施設計業務（以下「設計業務」という。）の請負

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事実施設計業務〇〇〇・〇〇〇特定設計業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、設計業務の請負契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 設計業務を請け負うことのできなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、設計業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇設計株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇設計株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇設計株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、設計業務の実施に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金等を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、設計業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇設計株式会社 〇〇%

〇〇設計株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計業務実施

の基本に関する事項、資金管理方法の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、設計業務の請負契約の履行及びその他の設計業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の時決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(設計業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が設計業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち設計業務途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して設計業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、設計業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(設計業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが設計業務途中に破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 1 7 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 8 条 当企業体が解散した後においても、設計業務につきかしがあったときは、構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 9 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり特定設計業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自保有する。

令和〇年〇月〇日

住	所	〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇設計株式会社	
代表者氏名	代表取締役	〇 〇 〇 〇 印

住	所	〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇設計株式会社	
代表者氏名	代表取締役	〇 〇 〇 〇 印

設計図書等に対する質問書

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 ㊟

担 当 者 名
電 話 番 号
ファクシミリ番号

このことについて、次のとおり質問します。

業 務 名 美保中学校区義務教育学校校舎等新築建築設備工事実施設計業務

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

(送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください。)